

# フィリピン人の婚姻要件具備証明書（LCCM）の取得方法

国際結婚情報  日本での結婚手続き  海外での結婚手続き  日本での結婚生活

## ① 日本人側が準備する書類

- ・戸籍謄本 ※3か月以内に発行されたもの（原本1通+コピー1部）
- ・改正原戸籍または除籍謄本（上記戸籍謄本に前配偶者との婚姻・離婚・死別の記載が無い場合）
- ・有効なパスポートまた公的な写真付き身分証明書（原本提示+データページのコピー1部）
- ・パスポート用サイズの証明写真（3枚）

## ② フィリピン人側が準備する書類

### 基本書類

- ・申請用紙
- ・有効なパスポート（原本提示+データページのコピー1部）
- ・在留カードまたは日本での在留資格がわかるもの（原本提示+データページのコピー1部）
- ・フィリピン外務省認証済みPSA発行の出生証明書（原本+コピー1部）
- ・パスポートサイズの証明写真（3枚）



### フィリピン人が初婚の場合

- ・フィリピン外務省認証済みPSA発行の独身証明書 CENOMAR（原本+コピー1部）

### ※18歳から25歳の初婚フィリピン国籍者の追加書類

- ・両親の同意宣誓供述書（同意書）または承諾宣誓書（承諾書）
- (a) 18歳以上20歳以下の場合 - 両親の同意書
- (b) 21歳以上25歳以下の場合 - 両親の承諾書

★初婚以外の場合に必要な書類はブログで紹介しています！

## ③ LCCMの取得場所

### 駐日フィリピン共和国大使館

〒106-8537 東京都港区六本木5-15-5

【代表番号】 03-5562-1600

【手続き時間】 月～金

申請受領時間 9:00-15:00

発行時間 15:00-17:00

【管轄】 北海道、青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島、新潟、栃木、群馬、茨城、千葉、埼玉、神奈川、東京、山梨、長野、静岡、沖縄

### 在大阪フィリピン共和国総領事館

〒540-6124 大阪府大阪市中央区城見2-1-61 TWIN21

MIDタワー 24F

【代表番号】 06-6910-7881

【手続き時間】 月～金 9:00-17:00

【管轄】 愛知、三重、富山、福井、岐阜、石川、大阪、京都、和歌山、奈良、滋賀、兵庫、香川、高知、徳島、愛媛、岡山、広島、鳥取、島根、山口、長崎、大分、佐賀、福岡、鹿児島、熊本、宮崎

★日本では以下の2か所で取得することができます。フィリピン総領事館は北海道と沖縄にもありますが、こちらではLCCMの発行手続きは行っていませんのでご注意ください。

★婚姻要件具備証明書の申請は必ずフィリピン人婚約者と一緒にいきましょう。



LCCMが発行されたらご自宅に郵送されるので、郵送用のレターパックを事前に購入して持参しましょう。

場合によっては必要書類が追加で求められることもあります。できるだけ事前に、駐日フィリピン共和国大使館・在大阪フィリピン共和国総領事館に電話等で必要書類の確認をされることをおすすめします。婚姻要件具備証明書（LCCM）は、申請から約2週間～1ヶ月程度でご自宅に郵送されます。もし1ヶ月以上経っても書類が届かない場合についても、大使館に直接問い合わせることをおすすめします。

さらに詳しく知りたい方は  
ブログにアクセス！

